**平成２２年（フ）第９５１２号**
東京都江戸川区南小岩７丁目30―10―402
破産者　山本　義夫
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０１８５号**
東京都中央区明石町８番１号
破産者　株式会社日本飛行船
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０１８６号**
神奈川県横浜市磯子区森１丁目５―21―1421
破産者　渡邊　裕之
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１０２５号**
茨城県石岡市東府中15番57号
破産者　丸カ高速運輸有限会社
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１０２６号**
茨城県石岡市東府中15―57
破産者　信田　久江
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１０２７号**
茨城県石岡市東府中15―57
破産者　信田　朋輝
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１５２６号**
東京都新宿区大京町25番地
破産者　株式会社リベルティング
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１５２７号**
東京都世田谷区給田４丁目27―４―103
破産者　吉田　安清
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１３５７２号**
東京都足立区花畑５丁目３―２
破産者　川手　康万
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第９１７号**
東京都八王子市千人町２丁目４番６号
破産者　有限会社住工ホーム
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第９１９号**
東京都八王子市みつい台２丁目32番１号
破産者　佐藤　保子
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第４９７６号**
大阪市淀川区西中島５丁目３番４号新大阪高光ビル602号室
破産者　有限会社エー・ティ・エス
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５１９０号**
大阪府枚方市宮之下町８番２号
破産者　株式会社アイ・ティー・オー
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５２５６号**
大阪市浪速区桜川２丁目３番28号市松ビル
破産者　有限会社サワムラ創建
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５８２７号**
大阪府高槻市古曽部町４丁目８番12号
破産者　株式会社グリーンウエル
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６５３５号**
大阪市旭区新森２丁目３番７号、商業登記簿上の本店所在地大阪市旭区新森２丁目７番８号
破産者　有限会社ＭＵＧＡ
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６６５８号**
大阪市住吉区苅田１丁目３番６号、前住所大阪市中央区本町３丁目２番15号小原３ビル901号室
破産者　株式会社ジェネラル・スイッチ
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６９２１号**
大阪市中央区内平野町２丁目１番１号
破産者　太陽技研株式会社
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７１２６号**
大阪府寝屋川市木田町３番23号
破産者　有限会社トラバース
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７１８８号**
大阪市浪速区難波中３丁目７番８号
破産者　Ｔｒｉｐｌｅ　Ａ　Ｔｒａｖｅｌ株式会社
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７３０４号**
大阪府羽曳野市野80、商業登記簿上の本店所在地大阪府八尾市南亀井町４丁目２番30号
破産者　有限会社ウェルコーポレーション
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１７７３号**
堺市中区東山438番地の１、商業登記簿上の本店所在地堺市中区東山520番地
破産者　株式会社桝矢工務店
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係